

第44回京都府医療対策協議会

日時： 令和7年3月11日(火)
16時00分～17時30分
場所： 京都府医師会館 601-602 会議室

次 第

1 報告事項

- (1) 令和7年度専門研修プログラム採用結果について
- (2) 医師不足地域における医師確保対策について

2 協議事項

- (1) 令和8年度以降の臨床研修医募集定員について

3 その他

京都府医療対策協議会 構成団体名簿

R7年3月時点

団体名	役職	氏 名	備考
京都府医師会	会 長	松井 道宣	
京都府医師会	副 会 長	上田 朋宏	
京都府病院協会	副 会 長	佐藤 敦夫	
京都私立病院協会 (京都府医療勤務環境改善支援センター)	会 長 (センター長)	清水 鴻一郎	
京都大学医学部附属病院	病 院 長	高折 晃史	欠席
京都大学医学研究科医学教育・ 国際化推進センター	センター長	片岡 仁美	
京都府立医科大学	附属病院長	佐和 貞治	
京都府立医科大学附属北部医療センター (京都府へき地医療支援機構)	病 院 長 (専任担当官)	落合 登志哉	欠席
国立病院機構近畿グループ (京都医療センター)	院 長	小池 薫	欠席
京都第一赤十字病院	院 長	大辻 英吾	
京都第二赤十字病院	院 長	小林 裕	
京都市立病院	副 院 長	清水 恒広	代理出席
(丹後医療圏) 京丹後市立久美浜病院	院 長	赤木 重典	
(中丹医療圏) 舞鶴医療センター	院 長	法里 高	
(南丹医療圏) 京都中部総合医療センター	院 長	辰巳 哲也	
(山城北医療圏) 京都田辺中央病院	理 事 長	石丸 庸介	
(山城南医療圏) 京都山城総合医療センター	院 長	岩本 一秀	
京都府市長会 (宮津市)	市 長	城崎 雅文	欠席
京都府町村会 (与謝野町)	町 長	山添 藤真	欠席
京都府地域包括・在宅介護支援センター協議会	副会長	木谷 絵美	欠席

第44回京都府医療対策協議会

配席図

令和7年3月11日（火） 16:00～17:30

京都府医師会館 会議室

医師会
松井 様

医師会
上田 様

府病院協会
佐藤 様

私立病院協会
清水 様

久美浜病院
赤木 様

舞鶴医療センター
法里 様

京都中部総合
医療センター
辰巳 様

京都大学
片岡 様

府立医大
佐和 様

京都第一赤十字病院
大辻 様

京都第二赤十字病院
小林 様

京都市立病院
清水 様

京都田辺中央病院
石丸 様

京都山城総合
医療センター
岩本 様

小林
課長補佐
兼係長

森川
課長

奥田
対策監

井原
部長

安原
副部長

西山
参事

随行・傍聴席

随行・傍聴席

事務局

事務局

随行・傍聴席

随行・傍聴席

報告事項

(1) 令和7年度専門研修プログラム採用結果について

(P 1～4)

(2) 医師不足地域における医師確保対策について

(P 5～7)

2025年度専攻医募集におけるシーリング(案)の基本的な考え方

- 足下医師充足率が低い都道府県のうち、医師少数区域等にある施設に加え、新たに医師少数区域の病院に新規に医師を1年以上派遣する施設を連携先とする特別地域連携プログラムを通常募集プログラム等のシーリングの枠外として別途設ける。

【連携先】

- 原則 足下充足率^{※1}が0.7以下(小児科については0.8以下)の都道府県のうち、
- 医師少数区域にある施設^{※2}
 - 令和5・6年度開始プログラムの専攻医募集時に年通算の時間外・休日労働時間が1860時間を超える医師等が所属する施設^{※3} であり引き続き連携が必要となる、B水準の特定労務管理対象機関
 - 医師少数区域の病院に新規に医師を1年以上派遣する研修施設

【採用数】

原則 都道府県限定分と同数 全診療科共通で1年以上

【研修期間】

注: 特別地域連携プログラムの採用数については、診療科別の個別事情も考慮し設定

特別地域連携プログラム



都道府県限定分

連携プログラム

通常募集プログラム



(2022シーリング)

(特別地域連携プログラムを加えた2023、2024、2025シーリング)

- 通常募集及び連携プログラムにおけるシーリング数の計算は2024年度と同様とする。
- シーリング対象の都道府県別診療科が「連携プログラム」を設定するためには、通常プログラムの地域貢献率^{※4}を原則20%以上とし、通常プログラムにおいて医師が不足する都道府県や地域で研修する期間をあらかじめ確保する。
- 連携プログラムにおける連携先(シーリング対象外の都道府県)での研修期間は、全診療科共通で1年6ヶ月以上とする。
- 連携プログラム採用数 = 連携プログラム基礎数^{※5} ×

20%	:(専攻医充足率 ≤ 100%の診療科の場合)
15%	:(100% < 専攻医充足率 ≤ 150%の診療科の場合)
10%	:(専攻医充足率 > 150%の診療科の場合)
- 連携プログラム採用数の基礎数の5%は、「都道府県限定分」として足下充足率が0.8以下の医師不足が顕著な都道府県で研修を行うプログラムとして採用。

※1 足下充足率 = 2016足下医師数 / 2024必要医師数、もしくは、2018足下医師数 / 2024必要医師数

※2 小児科については小児科医師偏在指標に基づく相対的医師少数区域にある施設

※3 宿日直許可の取得、タスクシフト/シェアの推進などの取組を行ってもなお、地域医療を維持するために年通算の時間外・休日労働時間が1860時間を超えるもしくは超えるおそれがある医師が所属する施設であって、指導医・指導体制が確保され、かつ、適切な労働時間となるように、研修・労働環境が十分に整備されている施設。なお、その際、年通算の時間外・休日労働時間が1860時間を超える又は超えるおそれがある医師の労働時間の短縮に資する分野の専攻医が連携先において研修を行う場合に限り設置可能とする。

※4 地域貢献率 =
$$\frac{\Sigma(\text{各専攻医が「シーリング対象外の都道府県」および「当該都道府県の医師少数区域」で研修を実施している期間})}{\Sigma(\text{各専攻医における専門研修プログラムの総研修期間})}$$

※5 連携プログラム基礎数 = (過去3年の平均採用数 - 2024年の必要医師数を達成するための年間養成数)

<令和7年度専門研修プログラム採用結果>

全体の採用見込数は279名で、昨年度から17名増（昨年度採用数262名）

- ・シーリング対象診療科採用者数 : 185名（昨年度176名）
- ・シーリング対象外診療科採用者数 : 94名（昨年度 86名）

京都府	R3採用者	R4採用者	R5採用者	R6採用者
内科	80	83	76	78
小児科	7	10	10	8
皮膚科	12	10	11	10
整形外科	17	19	18	18
眼科	17	16	14	18
耳鼻咽喉科	10	8	8	6
泌尿器科	9	15	13	13
放射線科	13	13	15	14
麻酔科	11	11	11	11
小計	176	185	176	176
総合診療科	5	8	11	7
外科	31	22	23	19
産婦人科	15	22	11	15
救急科	5	9	12	7
精神科	20	18	13	14
脳神経外科	15	5	3	8
病理診断科	4	8	4	2
臨床検査科	1	2	3	0
形成外科	9	9	9	9
リハ科	2	7	5	5
小計	107	110	94	86
合計	283	295	270	262

シーリング対象診療科

シーリング対象外診療科

R7年度 シーリング数				
合計	通常P	連携P	連携P限定分	特別地域連携P
88	62	13	5	8
11	9	0	0	2
12	8	0	2	2
18	16	1	0	1
19	14	2	1	2
11	8	1	1	1
19	19	0	0	0
14	14	0	0	0
17	11	0	2	4
209	161	17	11	20

R7年度 採用結果														
小計①	通常P	連携P	連携P限定分	特別地域連携P	枠内			枠外		臨床研究医④※2	合計①+②+③+④	R6採用者数比較	シーリング数との比較 (特別地域連携Pを除く。)	シーリング数との比較 (特別地域連携Pを含む。)
					自治医地域枠※1	自治医地域枠②※1	ダブルボード枠③	自治医地域枠②※1	ダブルボード枠③					
79	62	13	4	0	1	4	0	0	0	83	5	3	△ 5	
8	8	0	0	0	0	0	0	1	9	1	0	△ 2		
10	8	0	2	0	0	0	0	1	11	1	1	△ 1		
16	15	1	0	0	0	1	2	0	19	1	2	1		
17	14	2	1	0	0	0	0	1	18	0	1	△ 1		
8	8	0	0	0	0	0	0	0	8	2	△ 2	△ 3		
10	10	0	0	0	0	0	0	0	10	△ 3	△ 9	△ 9		
14	14	0	0	0	0	0	0	0	14	0	0	0		
11	11	0	0	0	0	0	2	0	13	2	0	△ 4		
173	150	16	7	0	1	5	4	3	185	9	△ 4	△ 24		
7	7								7	0				
18	18								18	△ 1				
17	17								17	2				
15	15								15	8				
17	17								17	4				
8	8								8	0				
1	1								1	△ 1				
0	0								0	0				
5	5								5	△ 3				
4	4								4	△ 1				
92	92	-	-	-	-	0	2	0	94	8				
265	242	16	7	0	8	5	4	3	279	17				

※1 自治医・地域枠については、採用数をシーリング外（枠外）・シーリング内（枠内）いずれも選択が可能
 ※2 臨床研究医の募集と採用は、一般基本領域の募集開始前に実施している

(出典：JMSB Online System+ 管理システム)

令和7年度専門研修プログラム採用結果(病院別)

項番	診療科計	内科	小児科	皮膚科	整形外科	眼科	耳鼻咽喉科	泌尿器科	放射線科	麻酔科	総合診療科	外科	産婦人科	救急科	精神科	脳神経外科	病理診断科	臨床検査科	形成外科	リハビリテーション科	
																					R7年度採用数
		88	11	12	18	19	11	19	14	17	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	295	83	10	10	19	16	8	15	13	11	8	22	22	9	18	5	8	2	9	7	
	270	76	10	11	18	14	8	13	15	11	11	23	11	12	13	3	4	3	9	5	
	262	78	8	10	18	18	6	13	14	11	7	19	15	7	14	8	2	0	9	5	
	279	83	9	11	19	18	8	10	14	13	7	18	17	15	18	8	1	0	6	4	
1	98 97	22 20	4 5	4 4	8 9	9 9	3 4	7 4	5 5	3 4	1 1	12 10	6 10	2 0	6 5	0 2	1 1	0 0	2 1	3 3	
2	103 108	15 16	4 4	6 7	9 10	8 8	3 4	6 6	9 9	4 7	4 3	9 7	2 2	6 13	8 6	1 0	0 0	7 5	2 1		
3	8 7	3 3			0 0					0 0	0 0	2 3	0 0	0 1							
4	3 11	0 3	0 0		1 0					0 0	0 0	1 2		0 6							
5	8 6	7 6								0 0				0 0							
6	3 5	3 6								0 0											
7	5 6	5 6								0 0											
8	1 2	1 2								0 0											
9	5 6	5 5								0 0				0 1							
10	7 5	4 2								1 1	2 2										
11	1 2	1 2																			
12	1 0	1 0																			
13	5 9	2 4				1				1				1							
14	1 7	1 5												0 2							
15	2 1	2 1																			
16	0 0									0 0											
17	0 0									0 0											
18	1 0									0 0											
19	0 0				0																
20	2 0													2 0							
21	4 4	4 4								0 0											
22	3 2										3 2										
23	0 0													0 0							
24	1 0									1 0											
25	0 0									0 0											
26	0 1	0 1								0 0											

◎内科専門研修プログラム関係者会議結果概要

<背景>

内科専門研修については、専門研修基幹施設が多いため、連携プログラムの分担等専門研修における課題を共有・協議する場が必要として、医療対策協議会で設置承認。

<開催>

合計3回開催（8/2、10/1、10/18）

<出席者>

病院団体、内科専門研修基幹施設プログラム責任者 等

<基幹施設間の合意事項> ※第1回会議で合意

- ・「通常プログラム2：連携プログラム1」の割合を目途として、採用予定者を確保していくこと。
- ・地域貢献率が20%を超えるようローテーション予定を作成すること。
- ・別枠採用が可能な自治医大・地域枠医師は、採用状況に応じシーリングの外数とするか内数とするかを決定すること。
- ・応募者全員に対し、連携プログラム採用となる可能性を伝えること。

<採用結果>

- ・基幹施設間における調整を経て、内科のシーリング数「88名」に対し、「83名」の採用となった。
 - ※うち4名は、シーリング枠外での採用
 - ※通常プログラムについては、シーリング数と同数の採用

○来年度以降について

今年度は昨年度と同数のシーリング数であったが、来年度は変更される可能性が高い。

できるだけ多くの専攻医の採用が確保できるよう、引き続き上記会議を設置し、適宜開催することとしたい。

令和7年度当初予算案主要事項(令和6年度2月補正含む)説明

総合政策環境部・健康福祉部

事業名	総合医師確保対策費			新規・継続の別		継続		
	国庫	起債	その他	一般財源				
予算額	2,153,479千円			244,994	-	730,660	1,177,825	
事業内容 (目的対象方法等)	1 趣旨 医師の確保が困難な地域等における医療体制を確保するため、「京都府地域医療支援センター(KMCC)」を活用し、オール京都体制で総合的な医師確保対策を推進							
	2 事業内容							
	区分・内容						予算額(千円)	
	(1) オール京都体制での医師の確保						1,433,619	
	① 京都府地域医療支援センター(KMCC)の運営等 ・ 大学、医療機関、医療関係団体等と連携したキャリア形成支援 ・ 地域における医療資源等のデータ収集及び分析等						(154,590)	
	② 中堅医師の確保 ・ 「特命病院助教」の設置 <府立医科大学>						(26,880)	
	③ 指導医の確保 ・ 医師確保助教枠の設置 <府立医科大学>						(79,381)	
	④ 若手医師の確保 <府立医科大学>						(902,311)	
	⑤ 医師等「働き方改革」支援事業 ・ 医師の働き方改革に関する取組みを行う医療機関を支援						(175,000)	
	⑥ 女性医師等就労支援 ・ 女性医師等の勤務環境改善等の取組みに対する支援						(95,457)	
	(2) 地域医療を担う医師の育成						361,796	
	① 医師の確保・育成 ・ 地域医療のあり方を検討する講座を設置し、医師を派遣 ・ 中北部地域で従事する医師を確保・育成するために研修・研究費を支援						(103,350)	
	② 北部勤務医師の府内医科大学大学院学費免除制度 ・ 北部勤務後に医療技術向上のため大学院に入学する場合の学費免除						(17,000)	
	③ 地域医療体験プログラムの推進 ・ 府内医学生等の臨床現場における体験学習の推進						(10,500)	
	④ 地域医療確保奨学金制度 ・ 地域医療を担う医師を確保・育成するための奨学金の貸与						(109,200)	
⑤ 産科医師等確保支援 ・ 地域の産科医等の確保に対する支援						(84,418)		
⑥ 小児整形外科専門医育成 <府立医科大学> ・ 小児整形外科医を養成するシステムの構築						(37,328)		
(3) ICTを活用した地域医療ネットワーク構築事業						358,064		
・ 分娩取扱医療機関間の連携強化を図るためのネットワークを導入								
担当課	(2(1)②・③・④、2(2)⑥) 大学政策課			大学政策係		課・担当	075-414-4526	
担当名	(上記以外) 医療課			医療人材確保係		電話番号	075-414-4716	

令和7年度 医師確保対策事業の概要について

取組内容	
オール京都体制の 医師確保	<ul style="list-style-type: none"> ○ 京都府医師確保計画の見直しに向けた取組み ○ 医師会と連携した各種研修事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 新研修医総合オリエンテーション（4月実施予定） ・ 臨床研修屋根瓦塾KYOTO（7月実施予定） ・ 研修医のための勉強会（1月実施予定） ○ 臨床研修ガイドブックの作成、配布（1,000部） ○ 合同就職説明会「レジナビ」 オンライン（4/26）・金沢（1月予定）への出展 ○ 医師派遣を目的とした医師確保及び勤務環境改善に関する講座を開設（医師の働き方改革） ○ 女性医師等の勤務環境改善等に対する支援 ※R6実績：府内各医療機関の短時間勤務制度の導入等支援（28医療機関）
地域医療を担う 医師の育成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域医療を担う若手医師を育成するための奨学金の貸与 ※R6実績：地域枠（40人）、一般枠（研修医4名、大学院生9人）、地域医療枠（大学生5人） ○ 北部勤務後（2年以上）府内大学院入学時に学費を免除 ※R6実績：29人 ○ 府内の医学生等に対する北部病院での臨床体験学習の推進 ※R6実績：医師101人、看護師60人
ICTを活用した 地域医療ネットワーク	<ul style="list-style-type: none"> ○ 周産期医療ネットワークの京都市内の病院・診療所への導入拡大

◆義務年限を有する医師の勤務地と選択診療科について

<勤務地>

(人)

	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7
丹後	12	18	16	15	18	19	18
中丹	17	15	16	17	20	28.8	24
南丹	9	13	15	19	21	11.2	12
京都・乙訓	5	7	12	15	10	10	13
山城北	-	-	-	-	-	-	0
山城南	0	0	0	1	1	0	0
合計	43	53	59	67	70	69	67

※対象者：自治医大卒医師、地域医療確保奨学金貸与者（地域枠含む）で義務履行中の者（初期研修医除く）

※京都・乙訓での勤務は、府立医大における後期研修

※山城南での勤務は、一般枠の奨学金貸与者のみ義務履行とみなす（貸与相当期間の1/2が上限）

※各年4月1日時点の勤務地について、R7年3月5日時点で把握しているデータを集計

<診療科>

(人)

卒業年度 (R7時点の卒後年数)		H28卒 (卒後9年目)	H29卒 (卒後8年目)	H30卒 (卒後7年目)	H31卒 (卒後6年目)	R02卒 (卒後5年目)	R03卒 (卒後4年目)	R04卒 (卒後3年目)	合計	構成比	三師調査 構成比	
内科	消化器内科		2	1		1		1	5	24	37%	37%
	循環器内科	1	1		1	1	1		5			
	呼吸器内科	1		1				1	3			
	腎臓内科			2		1			3			
	脳神経内科	1		1	1		2	1	6			
	膠原病内科						1		1			
	血液内科							1	1			
外科	消化器外科	1	1	1	1		1		5	9	14%	9%
	小児外科								0			
	呼吸器外科				1	1	1		3			
	内分泌・乳腺外科				1				1			
小児科	1	2				1		4	6%	5%		
産婦人科	2			1	1	1	3	8	12%	4%		
整形外科				2	1	1	1	5	8%	6%		
救急医療科			1	1				2	3%	1%		
脳神経外科			1				1	2	3%	2%		
眼科	1							1	2%	4%		
耳鼻咽喉科	1	2						3	5%	3%		
放射線科				1	1			2	3%	3%		
麻酔科		1		1				2	3%	3%		
病理診断科			1					1	2%	1%		
総合診療科						1	1	2	3%	21%		
上記以外								0	0%			
合計	9	9	9	11	9	8	10	65	100%	100%		

※対象者：自治医大卒医師、地域枠医師

協議事項

(1) 令和8年度以降の臨床研修医募集定員について

(P 8～9)

令和8年度以降の臨床研修募集定員について

【協議いただきたい事項】

- ・令和8年度の臨床研修募集定員の配分について
- ・令和9年度以降の臨床研修募集定員の配分方法について
- ・令和8年度の臨床研修基礎研究医プログラムの定員について

1 令和8年度募集定員の配分について

(1) 令和8年度募集定員について

- 令和8年度募集定員上限 **250名** (令和7年度は253名)

※「参考1」及び「参考2」参照

(2) 令和8年度募集定員の配分案について

- 従前どおりの方法(令和7年度募集定員配分方法)で配分を行うこととしてはどうか。

※詳細は別紙「令和8年度から研修を開始する研修医の募集定員(案)」のとおり

※「参考3」及び「参考4」参照

2 令和9年度以降の募集定員の配分方法について

- 将来的な募集定員の減少を見据え、現状の配分方法の見直しも視野に検討を行っていくこととしてはどうか。

<見直しのポイント>

- ・研修の質をどのように評価するか。
- ・最小定員保証の継続の有無はどうか。
- ・広域連携型プログラムの負担をどのように考慮するか。等

※「参考4」参照

3 令和8年度の臨床研修基礎研究医プログラムの定員について

- 基礎研究医プログラム定員 **3名(京大2名、医大1名)**とすることとしてはどうか。

※募集定員上限の外枠

※「参考5」参照

別紙

令和8年度から研修を開始する研修医の募集定員(案)

病院	基本調整	国指標 による 配分 ※1	府指標 による 配分 ※2	小計	令和8年度 募集定員	令和7年度 (前年度) 募集定員
	A	B	C	A+B+C	A+B+C+ 府の調整	
京都大学医学部附属病院	50	17	3	70	72	73
府立医科大学附属病院	37	24	3	64	63	63
京都第二赤十字病院	12		3	15	16	17
京都第一赤十字病院	9		3	12	13	13
京都市立病院	9		2	11	12	12
京都医療センター	7		1	8	9	10
洛和会音羽病院	6		3	9	8	8
宇治徳洲会病院	6		2	8	8	8
京都桂病院	4		2	6	5	5
武田総合病院	3		2	5	5	5
京都民医連中央病院	2		2	4	4	4
京都岡本記念病院	2		2	4	4	4
京都中部総合医療センター	3	2		5	5	5
福知山市民病院	3	2		5	5	5
北部医療センター	3	2		5	5	5
綾部市立病院	1	1		2	2	2
舞鶴医療センター	1	1		2	2	2
舞鶴共済病院	0	0		0	0	0
京都山城総合医療センター	1	1		2	2	2
康生会武田病院	1	1		2	2	2
鞍馬口医療センター	1	1		2	2	2
京都済生会病院	1	1		2	2	2
洛和会丸太町病院	1	1		2	2	2
新京都南病院	1	1		2	2	2
合計	164	55	28	247	250	253

※1 医育機関、小児産科P、地域枠、医師少数区域等、最小定員保証による加算

※2 専門研修(府北部勤務及びシーリング対象外府県勤務)、採用率による加算

参考資料

- 参考資料 1
令和 8 年度から臨床研修を開始する研修医の募集定員上限について
(P 1 0 ~ 1 1)
- 参考資料 2
京都府の募集定員の推移
(P 1 2)
- 参考資料 3
令和 7 年度の募集定員配分方法について
(P 1 3)
- 参考資料 4
第 8 回京都府地域医療支援センター運営会議結果概要
(P 1 4)
- 参考資料 5
令和 8 年度から開始する基礎研究医プログラムの募集定員について
(P 1 5 ~ 1 6)
- 参考資料 6
京都府医療対策協議会設置要綱
(P 1 7)

事 務 連 絡
令和6年12月13日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局医事課
医師臨床研修推進室

令和8年度から臨床研修を開始する研修医の募集定員上限について

平素より医師臨床研修制度の推進にご尽力を賜り誠にありがとうございます。
標記については、令和6年11月27日に開催した医道審議会医師分科会医師臨床研修部会の審議を踏まえ、医師法（昭和23年法律第201号）第16条の3第1項に基づき、令和8年度から臨床研修を開始する研修医の定員を別紙のとおり決定しましたのでご連絡します。

つきましては、令和7年4月11日（金）までに、地域医療対策協議会等の審議を踏まえ、別紙に記載の募集定員上限の範囲内で管内臨床研修病院の定員配分及び当該定員の算定方法について、管轄する地方厚生局医事課宛てご提出願います。

なお、基礎医学に意欲がある医師を対象とした臨床研修と基礎医学を両立するための研修プログラム（基礎研究医プログラム）にかかる定員については、別途通知することを申し添えます。

別紙

令和8年度臨床研修 都道府県別募集定員上限

	R7年度募集定員上限	R7年度病院募集定員合計	基本となる数(全国の研修医総数推計値を人口分布や医学部入学生定員で按分)(※1)	地域枠による加算(※2)	地理的条件等による加算				基本となる数と加算の合計(仮上限)	直近の採用数等の保障					3.4%まで戻すための追加配分	R8募集定員上限(※4)
					地理的条件(100km ² キロメートルあたりの医師数)による加算(※3)	地理的条件(難島の人口)による加算	医師少数区域の人口に応じた加算	都道府県間の医師偏在状況に応じた加算		直近(R6年度)の採用数	①×0.99と⑥のうち少ない方	仮上限に不足数	仮上限と昨年実績との差	仮上限から削減数(不足数の合計を⑨で按分)		
	①	①'	②	③	④				⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
					④-1	④-2	④-3	④-4	(②+③+④)			(⑦-⑤)	(⑤-⑥)			(⑤+⑧-⑩+⑪)
北海道	427	427	349	19	35	2	1	0	406	345	0	0	0	0	6	412
青森	173	147	98	65	10	0	1	0	174	87	0	0	87	14	0	160
岩手	143	121	96	45	10	0	1	0	152	74	0	0	78	13	0	139
宮城	222	222	187	11	14	1	1	0	214	176	0	0	0	0	0	214
秋田	116	108	75	29	8	0	1	0	113	63	0	0	50	8	0	105
山形	120	120	85	35	9	1	1	0	131	81	0	0	0	0	0	131
福島	193	177	121	61	13	0	1	0	196	119	0	0	77	13	0	183
茨城	260	238	194	87	0	0	1	0	282	207	0	0	75	12	0	270
栃木	192	192	156	15	11	0	1	0	183	150	0	0	0	0	2	185
群馬	160	150	130	26	10	0	1	0	167	112	0	0	55	9	0	158
埼玉	542	516	502	28	0	0	1	0	531	453	0	0	78	13	0	518
千葉	491	491	429	64	0	0	1	0	494	479	0	0	0	0	0	494
東京	1,267	1,267	1,159	24	0	7	1	0	1,191	1,276	1,254	63	0	0	0	1,254
神奈川	668	668	633	19	0	0	1	0	653	658	658	5	0	0	0	658
新潟	222	222	146	38	11	11	1	0	207	160	0	0	0	0	7	214
富山	109	109	83	16	6	0	0	0	105	69	0	0	0	0	0	105
石川	131	131	91	11	7	1	0	0	110	89	0	0	0	0	17	127
福井	89	89	61	12	5	0	0	0	78	46	0	0	0	0	8	86
山梨	106	85	66	41	5	0	0	0	112	69	0	0	43	7	0	105
長野	167	167	137	26	10	0	1	0	174	134	0	0	0	0	0	174
岐阜	184	184	132	23	10	0	1	0	166	157	0	0	0	0	12	178
静岡	314	314	244	46	0	1	1	0	292	293	293	1	0	0	10	303
愛知	557	557	512	30	0	1	1	0	544	571	551	7	0	0	0	551
三重	177	167	118	44	9	1	0	0	172	150	0	0	22	4	0	168
滋賀	126	126	100	16	7	1	0	0	124	119	0	0	0	0	0	124
京都	253	253	194	7	0	0	1	0	202	261	250	48	0	0	0	250
大阪	636	636	601	16	0	0	0	0	617	645	630	13	0	0	0	630
兵庫	404	404	368	19	0	2	0	0	389	414	400	11	0	0	0	400
奈良	124	124	103	16	0	0	0	0	119	125	123	4	0	0	0	123
和歌山	123	123	74	34	6	0	0	0	114	109	0	0	0	0	5	119
鳥取	82	82	45	33	4	0	0	0	82	38	0	0	0	0	0	82
島根	91	77	54	27	4	5	0	0	90	62	0	0	28	5	0	85
岡山	195	195	153	5	11	1	0	0	170	176	176	6	0	0	12	188
広島	220	210	188	19	0	2	0	0	209	175	0	0	34	6	0	203
山口	136	133	107	17	8	1	0	0	133	84	0	0	49	8	0	125
徳島	77	77	58	14	5	1	0	0	78	38	0	0	0	0	0	78
香川	104	104	76	11	0	9	0	0	96	55	0	0	0	0	4	100
愛媛	143	136	104	17	8	3	0	0	132	94	0	0	38	6	0	126
高知	95	95	55	25	4	1	0	0	85	54	0	0	0	0	7	92
福岡	412	412	394	4	0	1	0	0	399	388	0	0	0	0	0	399
佐賀	83	83	66	8	0	1	0	0	75	54	0	0	0	0	5	80
長崎	154	148	104	22	0	29	0	0	155	111	0	0	44	7	0	148
熊本	141	141	117	5	9	1	1	0	133	96	0	0	0	0	3	136
大分	112	109	90	12	7	1	0	0	110	57	0	0	53	9	0	101
宮崎	117	113	87	28	7	1	1	0	124	48	0	0	76	13	0	111
鹿児島	165	156	109	19	8	32	1	0	169	93	0	0	76	13	0	156
沖縄	162	162	105	19	0	29	0	0	153	146	0	0	0	0	3	156
計	11,185	10,968	9,156	1,206	271	147	23	0	10,805	9,460		159	963	159	104	10,904

(※1)「研修医総数推計値」は、令和8年度研修希望者数推計値に、研修希望者数に対する採用実績数の割合の過去3年平均(0.89)を乗じて算出

→令和8年度研修希望者数推計値 10,288人×0.89=9,156人

(※2)地域枠学生数(実績)に今回の倍率(1.05)を乗じて算出

(※3)面積当たり医師数については、全国の平均値よりも少ない場合等に加算

(※4)⑥から⑩の計算は、直近の採用数等の保障による激変緩和のための加減であり、追加する都道府県の定員は、他の都道府県の「仮上限」から、当該都道府県の「仮上限」と直近の採用数との差に応じて削減することにより調整。ただし、「令和7年度の募集定員上限を全て病院に配分した都道府県」は、「仮上限」からの定員削減の対象外(⑨=0)とする

⑫の計算は、令和7年度の募集定員上限からの減少率が3.4%(直近の全国の募集定員上限の減少率)を上回る都道府県(令和7年度の募集定員上限を全て病院に配分している都道府県に限る)に対して、令和7年度の募集定員上限からの減少率が3.4%となるまで加算

また、広域連携型プログラムに係る対象人数は、令和8年度の募集定員上限の5%とされたことを踏まえ、以下の通りとする

東京都:63人以上(自都内:25人まで)、京都府:13人以上(自府内:5人まで)、大阪府:32人以上(自府内:0人)、岡山県:9人以上(自県内:4人まで)、福岡県:20人以上(自県内:8人まで)

(※5)四捨五入等の関係で表記上合計が一致しない場合がある。

京都府の募集定員の推移（R6.11.27 医道審議会臨床研修部会後）

-p12-

研修開始年度	平 25	平 26	平 27	平 28	平 29	平 30	平 31	令 2	令 3	令 4	令 5	令 6	令 7	令 8
仮上限値 + 特例措置①			264	254	255	250	245	257	243	248	252	253	253	250
特例措置② (北部)			—	5	5	5	5	5	0	0	0	0	0	0
特例措置③ (上限追加)									5	5	1	0	0	0
府上限			264	259	260	255	250	262	248	253	253	253	253	250
特例措置④			7	6	7	10	7	8	8	8	8	8	0	0
募集定員	283	285	271	265	267	265	257	270	256	261	261	261	253	250
採用実績	264	254	255	250	245	257	243	270	252※	261	260	261	—	—

3名減

※うち1名は府立医大のR2以前の合格者でR3に初めて研修を開始した者

- 特例措置① 激変緩和措置による加算
- 特例措置② 医師不足地域にある医療機関への加算
(中部総合医療センター、福知山市民病院、北部医療センター、綾部市立病院、舞鶴医療センター、山城総合医療センター)
- 特例措置③ コロナによる加算
- 特例措置④ 府上限の枠内で、定員が1名となる病院を2名とするための加算

令和7年度の募集定員配分方法について

(1) 基本配分

- ・ **過去3年間の4月1日時点の受入実績の平均値 (A)**を算出
※小数点以下四捨五入
- ・ **(仮上限定員ー地域枠定員) ×0.9を基礎数 (B)**とし、(A)の値により病院ごとに按分。

(2) 各指標に基づく配分

下記の指標により、定員を追加配分し、基本調整数に足し合わせて合計を算定する。

<国制度による配分>

- ① 医育機関 (13名)
- ② 臨床研修小児・産科プログラム (4名)
- ③ 地域枠 (7名)
- ④ 医師少数区域等
- ⑤ 最小定員保証 ※募集定員の枠内で実施

<府制度 (調査票) による配分>

- ⑥ 専門研修プログラム
 - ・ R6の府北部地域での勤務
 - ・ R6開始プログラムの研修期間 (3～5年) におけるシーリング対象外県での勤務 (年あたり平均で算出)⇒ いずれも1～10名派遣で1名、11名以上派遣で2名を加算
※1年間勤務で1名、1年未満の勤務は月数を12で割る。
- ⑦ 採用率 (直近5年連続受入実績/定員が100%で1名加算)

◎第8回京都府地域医療支援センター運営会議結果概要

<議事>

医師臨床研修制度の見直しに伴う将来的な募集定員上限の減少に対応するため、令和8年度以降の募集定員配分の方法の見直しについて議論。

<開催>

日時：令和7年1月10日（金）15時～17時
会場：京都ガーデンパレス「祇園」

<出席者>

病院団体、臨床研修指定病院代表者 等

<主な意見>

- ・ 毎年の定員減少に対応するのではなく、将来的に何名定員が減らされるかを想定したうえで長期的な視点で対応することが必要である。
- ・ 広域連携型プログラムの負担を考慮した配分が将来的には必要である。
- ・ 近隣府県と連携を取り、定員数減少に歯止めをかけるシステム構築が必要である。
- ・ 定員配分方法の見直しについて、研修の質という点では、日本臨床研修評価機構や基本的臨床研修能力評価試験の評価もインセンティブとしてあってはいいのではないか。
- ・ 最小定員保証の維持は難しいため、病院のグループ化や1名定員で募集すること等が可能になるよう、国にも訴えていく必要がある。

○令和8年度以降の募集定員の配分方法について

- ・ 募集定員の配分方法の見直しについては慎重さを要するため、令和8年度については従前どおりの方法で配分を行う。
なお、最終調整は本府で行う形で進めていく。
- ・ 令和9年度以降については、定員配分に係る評価指標や算定方法について議論を重ね、見直しについて検討していくこととする。

事 務 連 絡
令和 7 年 1 月 28 日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局医事課
医師臨床研修推進室

令和 8 年度から開始する基礎研究医プログラムの募集定員について

平素より医師臨床研修制度の推進にご尽力を賜り誠にありがとうございます。
標記については、令和 7 年 1 月 28 日に開催した医道審議会医師分科会医師臨床研修部会の審議を踏まえ、令和 8 年度から開始する基礎研究医プログラムの定員を別紙のとおり決定しましたのでご連絡します。

つきましては、令和 7 年 10 月 31 日時点における以下の情報を別添様式に記載し、地方厚生局医事課宛てご提出願います。なお、これらの情報は、今後、本プログラムの在り方を検討する際に活用させていただきます。

- ・ 研修医の選考方法
- ・ プログラムへの応募人数
- ・ 研修医の内定結果

令和8年度基礎研究医プログラム定員

別紙

	都道府県	大学病院の名称	定員
1	茨城県	筑波大学附属病院	1
2	栃木県	獨協医科大学病院	1
3	埼玉県	埼玉医科大学病院	1
4	千葉県	千葉大学医学部附属病院	2
5	東京都	順天堂大学医学部附属順天堂医院	2
6		日本医科大学付属病院	2
7		東京慈恵会医科大学附属病院	1
8		東京科学大学病院	2
9		慶應義塾大学病院	2
10		日本大学医学部附属板橋病院	1
11		帝京大学医学部附属病院	1
12	神奈川県	横浜市立大学附属病院	2
13		聖マリアンナ医科大学病院	1
14		北里大学病院	1
15	山梨県	山梨大学医学部附属病院	1

	都道府県	大学病院の名称	定員
16	愛知県	藤田医科大学病院	2
17	滋賀県	滋賀医科大学医学部附属病院	1
18	京都府	京都大学医学部附属病院	2
19		京都府立医科大学附属病院	1
20	大阪府	大阪大学医学部附属病院	2
21		大阪公立大学医学部附属病院	2
22		関西医科大学病院	1
23	兵庫県	兵庫医科大学病院	1
24	奈良県	奈良県立医科大学附属病院	1
25	和歌山県	和歌山県立医科大学附属病院	1
26	岡山県	岡山大学病院	1
27	広島県	広島大学病院	1
28	福岡県	久留米大学病院	1
29	大分県	大分大学医学部附属病院	1
30	鹿児島県	鹿児島大学病院	1

京都府医療対策協議会設置要綱

(名 称)

第1条 本協議会は、京都府医療対策協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 協議会は、医師不足・偏在問題に対応するため、医療関係者の参加を得て、実効性のある施策や中長期的な対応方策等について意見聴取又は意見交換を行い、これを推進することを目的とする。

(構成団体等)

第3条 協議会は、次に定める機関や団体等により構成する。

- (1) 診療に関する学識経験者の団体
- (2) 大学その他の医療従事者の養成に関する機関
- (3) 特定機能病院、地域医療支援病院、公的医療機関、臨床研修指定病院等の機関
- (4) その他知事が必要と認める機関、団体等

(座 長)

第4条 協議会に座長を置き、構成団体の互選によってこれを定める。

- 2 座長は会務を総括し、会議の議長となる。
- 3 座長に事故あるときは、座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(協議会の開催・招集)

第5条 協議会は、必要に応じ開催するものとし、京都府健康福祉部長が招集する。

- 2 健康福祉部長は、必要と認めるときは、構成団体以外の専門的な知識を有する者の出席を求めることができる。

(意見聴取等事項)

第6条 協議会では次に掲げる事項について意見聴取又は意見交換を行う。

- (1) 医師確保困難地域に係る医師確保（派遣）方策の具体化
- (2) 地域における効果的な医師配置等のあり方
- (3) 臨床研修修了医師、医師バンク登録医師等の育成システム等
- (4) 女性医師等の再就業支援のあり方
- (5) その他目的の達成に必要な事項

(部 会)

第7条 協議会に、専門の事項を協議するため、部会を置くことができる。

(事 務)

第8条 協議会の事務は、健康福祉部医療課が処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、健康福祉部長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年2月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年2月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月25日から施行する。